

福井県報

号外第50号
平成21年
5月29日(金)
火・金曜日発行
1月1,750円郵送料共

公安委員会規則

(※は、県例規集登載事項)

※福井県道路交通法施行細則の一部を
改正する規則(五・運転免許課)……一

目次

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年五月二十九日

福井県公安委員会

委員長 松本 幸太郎

福井県公安委員会規則第五号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則(昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第二号中「第二百二条第一項もしくは第二項」を「第二百二条第一項から第五項まで」に改める。

第三十二条中「第二百二条第三項」を「第二百二条第六項」に、「様式第十八号または様式第十八号の二」を「様式第十八号、様式第十八号の二または様式第十八号の三」に、「様式第十八号の三または様式第十八号の四」を「様式第十八号の四または様式第十八号の五」に改める。

第三十三条第一項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「第九十条第五項」を「第九十条第六項」に、「様式第十八号の五」を「様式第十八号の六」に改め、同条第二項中「第九十条第六項」を「第九十条第八項」に、「第九十条第五項」を「第九十条第

六項」に改める。

第三十四条第五項中「第九十条第八項」を「第九十条第十二項」に、「第三百三条第八項」を「第三百三十条第十項」に、「第一百七七条の五第二項」を「第一百七七条の五第三項」に改める。

第三十四条の八第一項を次のように改める。

法第八八条の二第二項第十一号に掲げる講習(以下この条において「更新時講習」という。)は、優良運転者講習(内閣府令第三十八号第十一項第一号の表第一欄一の項に規定する講習をいう。)、一般運転者講習(同表第一欄二の項に規定する講習をいう。)、違反運転者講習(同表第一欄三の項に規定する講習をいう。)、および初回更新者講習(同表第一欄四の項に規定する講習をいう。)に区分して行うものとする。

第三十四条の八第二項中「更新時講習を受けようとする者」の下に「および法第九十一条の二の二第四項による経由更新申請者で更新時講習を受けようとする者」を加える。

第三十四条の八中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第三十四条の十第三項中「第一項」の下に「および第二項」を、「高齢者講習」の下に「および講習予備検査(認知機能検査)」を加え、「指定して」を「予約させて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「高齢者講習」の下に「および講習予備検査(認知機能検査)申請書」を、「高齢者講習受講申請書」の下に「および講習予備検査(認知機能検査)申請書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する高齢者講習に先駆けて実施する法第九十七条の二第一項第三号イおよび第九十一条の四第二項に掲げる講習予備

検査(認知機能検査)を受けようとする者は、講習予備検査(認知機能検査)申請書(様式第二十一号の十一)を公安委員会に提出しなければならない。

第三十五条中「第一百七七条の五第三項」を「第一百七七条の五第四項」に改める。

第四十三条中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「第一百七七条の五第九項」を「第一百七七条の五第十項」に改める。

様式第十八号から様式第十八号の五までを次のように改める。

様式第18号(第32条関係)

臨時適性検査通知書		年 月 日
住所		様
福井県公安委員会 印		
<p>あなたは、講習予備検査(認知機能検査)の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」 <small>第1項</small> との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第102条第2項 による臨時適 <small>第3項</small> 性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。</p> <p>この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の 拒 否 保 留 取 消 し の処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>		
適性検査を 行う理由	講習予備検査 特定の交通違反	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)		
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)		
備 考		

備考 認知症の診断結果が記載された主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、
 臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。

様式第18号の2(第32条関係)

臨時適性検査通知書		年 月 日
住所		様
福井県公安委員会 印		
<p>道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は <small>臨時適性検査の</small> 通知(運転免許の保留) 運転免許の拒否または臨時適性検査の 通知(運転免許の保留) を受けることとなります。</p>		
適性検査を行う理由		
適性検査を行う期日		
適性検査を行う場所		
その他必要な事項		
備 考		

備考 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否または臨時適性検査の通知(運転免許の保留)」
 については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかつたと認められる場合には、「臨
 時適性検査の通知(運転免許の保留)」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受
 けることとなりますことを意味します。

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

様

福井県公安委員会 印

第4項 第5項
 道路交通法第102条 に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の取消し の処分を受けることとなります。
 効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

備考 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消しまたは停止の処分を受けることはありません。

臨時適性検査通知書(仮運転免許)

年 月 日

住所

様

福井県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

様式第18号の5(第32条関係)

臨時適性検査通知書(仮運転免許)

年 月 日

住所 様

福井県公安委員会 印

第4項
道路交通法第102条
第5項
に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第2項第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

備考 1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

2 道路交通法施行令第37条の7第2項第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合(一定の場合を除く。)のことです。

様式第十八号の五の次に次の様式を加える。

様式第18号の6(第33条関係)

適性検査受検命令書

年 月 日

住所 様

福井県公安委員会 印

第90条第8項
道路交通法
第103条第6項
の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の拒否または保留取消または効力の停止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

備考 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否または保留」または「取消または効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」または「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」または「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

様式第十九号および様式第十九号の二を次のように改める。

様式第19号(第33条関係)

診断書提出命令書	年 月 日
住所	様
福井県公安委員会 印	
道路交通法 第90条第8項 第103条第6項 の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則 第18条の4 第29条の5 第2項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 第2項	拒否または保留 保留 取消または効力の停止 効力の停止
なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の 取消または効力の停止 効力の停止 の処分を受けることとなります。	
診断書の提出を命ずる理由 診断書の提出期限 その他必要な事項 備考	

備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否または保留」または「取消」または「効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」または「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」または「取消」を受けるとなることを意味します。
 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項および第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関し当該医師の意見が記載されているものであることです。

様式第19号の2(第33条の2関係)

取消処分者講習受講申請書	年 月 日
福井県公安委員会 様	住所 氏名 生年月日
年 月 日	年 月 日生
免許欠格期間満了の日	年 月 日
取消し前に取得していた免許の種類	大 中 普 大 大 普 小 原 大 大 中 普 大 型 型 通 自 自 自 付 引 型 型 通 特 引 二 二 二 二 二 二 二
交付公安委員会	公 安 委 員 会
希望する講習の種類	四 輪 ・ 二 輪 ・ 原 付
講 習 日	年 月 日 (第1日目) 年 月 日 (第2日目)
講 習 場 所	福井県坂井市春江町針原58字10番地 福井県運転者教育センター 福井県警察本部運転免許課 (0776-51-2820)
講 習 手 数 料	
(福井県証紙ちよう付欄)	

備考 講習を途中で放棄したときは、講習手数料は返還できません。

様式第二十一号を次のように改める。
様式第21号(第34条関係)

運転免許停止(保留、運転禁止)期間短縮通知書

年 月 日

様

第90条第12項
第103条第10項
第107条の5第3項において準用する同法第103条第10項

の

規定に基づき、その停止(保留、運転禁止)期間を 日短縮したので通
知します。

(年 月 日から処分解除)

福井県警察本部長 印

様式第二十一号の十を次のように改める。
様式第21号の10(第34条の10関係)

高 齢 者 講 習 受 講 申 請 書		年 月 日												
福井県公安委員会 様														
<input type="checkbox"/> 75歳以上の講習 <input type="checkbox"/> 75歳未満の講習		住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____年 ____月 ____日生												
講 習 日 時	年 月 日	時から												
講 習 の 場 所														
免 許 の 種 類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>大 型</td> <td>中 型</td> <td>普 通</td> <td>大 自 二 輪</td> <td>普 自 二 輪</td> <td>小 原 付</td> <td>けん引</td> <td>大 型 二 輪</td> <td>中 型 二 輪</td> <td>普 通 二 輪</td> <td>大 特 二 輪</td> <td>けん引二輪</td> </tr> </table>	大 型	中 型	普 通	大 自 二 輪	普 自 二 輪	小 原 付	けん引	大 型 二 輪	中 型 二 輪	普 通 二 輪	大 特 二 輪	けん引二輪	
大 型	中 型	普 通	大 自 二 輪	普 自 二 輪	小 原 付	けん引	大 型 二 輪	中 型 二 輪	普 通 二 輪	大 特 二 輪	けん引二輪			
講 習 手 数 料														
(証紙ちよう付欄)														

様式第二十一号の十一を様式第二十一号の十二とし、様式第二十一号の十の次に次の一様式を加える。

様式第21号の11(第34条の10関係)

受付番号

講習予備検査(認知機能検査)申請書			
福井県公安委員会 様			
年 月 日			
住所			
氏名			
生年月日 年 月 日生			
検査日時	年	月	日 時から
検査の場所			
手数料 (証紙ちよう付欄)			

附 則

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

平成二十一年五月二十九日印
平成二十一年五月二十九日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県福井市西開發三丁目七一五 白崎印刷株式

☎六三〇〇